○　秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和７年４月１７日

秋田県埋蔵文化財センター所長　大泉　真

１　入札に付する事項

(1)　契約の名称
地方街路交付金事業都市計画道路八幡根岸線（根岸町工区）に係る本町遺跡整理作業に伴うパーソナルコンピュータ等賃貸借契約

(2)　借入物品名及び数量
仕様書のとおり

(3)　借入物品の仕様等
仕様書のとおり

(4)　契約期間
契約を締結した日から令和８年３月３１日（火）まで

(5)　借入物品の設置場所
仕様書で指示する場所

２　入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3)　秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4)　秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(5)　秋田県内に本社または支社を有していること。

(6)　仕様書に定める借入物品及びこれに付随するサービス体制を一括して提供できること。

３　入札参加資格確認申請書等の提出

(1)　入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。

①　提出書類等

ア　入札参加資格確認申請書（様式第１号）

② 提出期間

令和７年４月１７日（木）から令和７年５月２日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前９時から午後５時まで

④ 提出場所

秋田県埋蔵文化財センター　総務チーム　（大仙市払田字牛嶋２０番地）

⑤ 提出部数

１部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に「秋田県公式Ｗｅｂサイト美の国あきたネット」（以下「美の国あきたネット」という。）に公告日より掲載し配布するものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

４　設計図書等の交付

本契約に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、令和７年４月１７日（木）から令和７年５月２日（金）までの期間、「美の国あきたネット」に掲載する。

５　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和７年４月２４日（木）までに秋田県埋蔵文化財センター所長に書面により行わなければならない。

(2) 上記質問に対する回答は、令和７年４月２５日（金）までに「美の国あきたネット」に掲載する。

６　入札保証金

入札者は、見積もった入札金額の１００分の５以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第１６０条第２項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振出貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

※ 入札開始の前までに納付すること。入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては当該契約の締結後に還付する。

７　契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第１７７条第２項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振出貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えること

ができる。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

８　入札保証金及び契約保証金の免除

(1)　入札保証金

①　次のア又はイの書類を令和７年５月２日（金）午後５時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって契約し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し）を提出すること。）

(2)　契約保証金

①　次のア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約証書

イ　８(1)①イの書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者。

９　入札書等の提出等

(1)　提出方法

３により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に秋田県埋蔵文化財センター入札会場に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2)　開札予定日時

令和７年５月７日（水）　午前１０時００分

(3)　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　その他

①　入札執行回数は、２回までとする。

②　入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10　落札者の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2)　(1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。

(3)　(2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である

場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4)　落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5)　契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

(6)　(5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(7)　落札者となった者は、県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

11　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札参加資格がないことが確認された者のした入札。

(2)　開札日から落札決定の日までの間において、２に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札。

(3)　同一の入札について２以上の入札をした者の入札。

(4)　同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札。

(5)　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札。

(6)　入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札。

(7)　委任状を持参しない代理人のした入札。

(8)　記名押印を欠く入札。

(9)　入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札。

(10)　上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札。

12　その他

(1)　入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2)　入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3)　提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

(4)　入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(5)　契約期間は、事情により変更することがある。

(6)　入札参加者は設計図書等を熟知し、入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。

(7)　落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(8)　本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号）の定めるところによる。

13　問い合わせ先

課 所 名　　秋田県埋蔵文化財センター

住　　所　　大仙市払田字牛嶋２０

電話番号　　０１８７－６９－３３３１